

# おかやま A I ・セキュア I o T 共創コンソーシアム ワーキンググループに対する備品貸与・消耗品支給に関する規程

制定 令和 2 年 11 月 11 日

## (趣旨)

第 1 条 この規程は、おかやま A I ・セキュア I o T 共創コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）ワーキンググループ（以下「WG」という。）規程第 6 条に基づき、WG が備品・消耗品の貸与又は支給を受けることについて必要な事項を定めるものとする。

## (備品・消耗品の定義)

第 2 条 備品・消耗品の区別は原則として「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に準拠するものとし、原則として、備品については貸与とし、消耗品については支給するものとする。

## (備品・消耗品の料金)

第 3 条 コンソーシアムが管理する備品・消耗品は、原則として無償で WG に貸与又は支給するものとする。

## (備品・消耗品の公開)

第 4 条 コンソーシアム会長（以下「会長」という。）は、コンソーシアムが管理する備品・消耗品（事務用品等を除く）について、原則として、ホームページ等でコンソーシアム会員に公開するものとする。

## (備品・消耗品の申請)

第 5 条 備品・消耗品の貸与又は支給を希望する WG は、会長に所定様式にて申請し、会長がその可否及び数量・仕様等について決定し、貸与又は支給するものとする。  
2 貸与又は支給が承認された備品・消耗品をコンソーシアムが管理していない場合は、新規購入等の方法により準備するものとする。

## (備品・消耗品の使用)

第 6 条 貸与又は支給された備品・消耗品は申請書に記載された目的の範囲内で利用するものとし、他の者に譲渡又は転貸してはならない。  
2 会長は、貸与又は支給された備品・消耗品について、不適切な使用がなされている場合又は故意によって当該備品・消耗品の破損・汚損が生じた場合は、WG のグループリーダーに対し、返却又は原状復帰若しくは賠償を命じることができるものとする。

## (備品・消耗品の使用期限)

第 7 条 貸与された備品は、原則として、貸与年度の末日を使用期限とし、貸与を受けた WG は、使用期限満了後に貸与を受けた備品をコンソーシアムに返却しなければならないものとする。ただし、貸与年度の末日の前に WG が終了した場合は、WG の終了の日を使用期限とする。  
2 貸与された備品は、管理上の必要がある場合は、使用期限到来前であっても、会長からの指示に従い、一時的に返却しなければならないものとする。  
3 支給された消耗品は、原則として、支給年度内に使用しなければならないものとする。

る。やむを得ず支給年度内に使用しない場合は、コンソーシアムに返却するものとする。

(備品・消耗品の許可内容の変更)

第8条 貸与又は支給の許可を受けた備品・消耗品について、その内容の変更を希望する場合は、会長に所定様式にて申請し、会長の許可を得なければならないものとする。

(貸与又は支給備品・消耗品の管理)

第9条 貸与又は支給された備品・消耗品の管理はグループリーダーの責任のもと、WGにて行うものとする。

- 2 貸与された備品は、岡山大学の資産であることを明示し、他の機器と区別して取り扱わなければならないものとする。
- 3 備品に破損・汚損が生じた場合、貸与を受けたWGのグループリーダーは速やかに状況を会長に報告するとともに、岡山大学と対応を協議しなければならないものとする。
- 4 支給された消耗品は、WGにて受払簿を作成し、管理するものとする。

(許可者の責任)

第10条 貸与又は支給された備品・消耗品の使用により、貸与又は支給を受けたWGの関係者が被った被害に対しては、会長及びコンソーシアムは一切その責めを負わないものとする。

(補則)

第11条 この規程に定めるものの他、備品・消耗品の貸与又は支給に関し必要な事項は会長が別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年11月11日から施行する。